

第二十八回 帝國議會 關稅定率法中改正法律案(政府提出)委員會議錄(速記)第二回

(三六六)

會議

明治四十五年三月十八日午後一時三十八分開議

出席委員左ノ如シ

清

鑑太郎君

齋藤

巳三郎君

吉植

庄一郎君

出席政府委員左ノ如シ

農商務省商務局長

大久保利武君

農商務省工務局長

大藏次官 橋本圭三郎君

大藏省關稅局長

櫻井鐵太郎君

武藤

金吉君

築山

和一君

武藤

金吉君

武藤

金吉君

武藤

金吉君

武藤

金吉君

武藤

金吉君

本日ノ會議ニ上リタル議案左ノ如シ

關稅定率法中改正法律案(政府提出)

○委員長(清金太郎君)

是ヨリ開會致シマス

○武藤金吉君 大抵前回ニ於テ鄭寧ニ質問致シマシテ、質問モ終了致シテ居リマス
ルカラ、直チニ討議ニ移ラレムコトヲ望ミマス

(贊成下呼フ者アリ)

○吉植庄一郎君 チヨット其前三之ト聯關シマセヌガ、ヤハリ關稅ノコトニ重大ナコトニアリマスガ、少シ質問ヲ御許シラ願ヒタイ、——今回政府ノ關稅改正案ヲ御提出ニナツタ大體ノ趣意ニ於テハ、頗ル機宜ヲ失セザル處置ニアツテ、自分共ハ政府ガ一面ニハ貿易ノ擴張ニ最モ力ヲ盡サレ、一面ニハ内國ノ工業ノ保護ニ力ヲ盡サレルト云フ點ニ機宜ヲ誤ラザルトコロハ、深ク諒トスル者ニアリマス、是ト同時ニ政府ノ意思ヲ確メテ置キタイコトガアリマスガ、是ハ「メチールアルコール」ノコトニアリマス、此「メチールアルコール」ナルモノハ裏ニ關稅ノ改正ニ企テル場合ニ於テハ、其輸入ハ極メテ其當時少ナカツタ、而シテ木ヨリ採ルトコロノ「アルコール」ナルガ爲ニ非常ナ臭氣ヲ持ツテ居ル、工業用トシテ使用スルノ外飲料若クハ其他ノ用ニ使ハレナイ狀況ノ下ニアツタノデ、ソコデ政府當局モ此「メチールアルコール」ナルモノハ工業獎勵ノ趣意ヲ以テ、普通ノ「アルコール」トハ非常ナル差ヲ設ケテ、稅額カラ申シマスルト毎百斤ノ計算ニスルト木製ノ方ハ五圓九十五錢ト云フ廉イ稅率ニ對シテ「アルコール」ノ方ハ五十五圓十二錢ト云フ、殆ド十倍トモ云フベキ高イ率ヲ課シテアルニ拘ハラズ、木製ノ方ハ十分ノ一ノ廉イ稅デ輸入ガ出來ルト云フコトデアル、當時關稅改正ノ委員ニナラレタ吾ニ同僚ノ中ニ於テハ、ドウモ世界ノ各方面ニ於ケル製造所等ノ模様ヲ聞テ見テモ、此木製ハ近年世界各國トモ非常ニ產額が多クナリ、多クナルノミナラズ製法ニ改良ヲ加ヘテ、臭ヒヲ取ルトカ色ヲ取ルト云フが如キコトハ極メテ簡易ナルコトデ、忽チニサウ云フ狀況ニナルデアラウ、サウ云フ場合ニハコンナニ稅額ノ差ヲ付ケテ置クト云フト、輸入ヲ誘起シテ内國ノ「アルコール」事業ヲ潰スト云フヤウナコトニアル虞ガアルダラウ、故ニモット稅額ヲ高クシテ置カナケレバイカヌト云フ熱心ナ主張モアツタガ、當時政府ノ見ルトコロニ於テハサウ懸念ハアルマイ、若シサウ懸念アリト

スレバ其杞憂ハ當然アルカラ、稅率ニ於テ十分ノ防禦ノ出來ルヤウニシテ置ク必要ガアルガ、ソレハドウモ本當ノ杞憂ニ過ギナイコトデアツテ事實サウ云フ懸念ハ無カラウ、斯ウ云フ政府ノ見込デアルト云フノデ、是ハ見込ニ屬スルコトデアルカラ、當時政府當局ノ見込ニ信頼シテ其儘ニナツト云フコトデアル、然ルニ不幸ニシテ議員ノ側ニ於テモ杞憂ハ著々關稅法改正ノ結果ニ現ハレテ來テ、今日ハマダ改正後僅カナ歲月シカ經ナイノデアレドモ、臭ヒノアツトコロノ「メチールアルコール」ハ全ク臭ヲ取ラレ色モ無色ノモノニナリ、専門家デモ是ガ「メチールアルコール」デアルカ、普通ノ「アルコール」デアルカ分ラヌ程上手ニナツテ來タ、從ツテ其輸入額モ一方ハ百斤五十五圓一方ハ五圓九十錢ノ關稅デドンヽ入ツテ來テ、非常ニ内國ノ產業ノ壓迫ヲ蒙ルト云フ歴然タル事實ヲ現ハシテ來タ、私ノ調査スルトコロニ依ア見テモ四十三年度ニハ磅ニシテ横濱神戸デ輸入シタノガ四十七万六千八百二十三磅、四十四年度ハ六十三万七千六十一磅、石數ニ換算スルト四十四年ノ如キハ、千九百六十餘石約二千石ノ輸入ヲ見テ居ル、國家ノ收入カラ言ウテモ若シノ普通ノ「アルコール」ト同シ稅モ換算致シテ此差額ヲ見ル、稅額ニ於テモ十八万餘圓、國ガ收入ヲ少ナクシテ居ルト云フ譯デアル、ソレデ是ガ色ノ無クナック無臭ノモノニアツテモ真ニ工業ダケニ用ヰラレテ居ルト云フモノニアレバ、是ハ又必シモ否認スル必要モナインデ、色ガ無クナリ臭ヒガ無クナツテモ全ク最初ノ目的ノ通り工業用ニ使ハレテ居ルナラバ宜シカ、近時ハ見遁スカラサル方面ニ此害が蔓ツテ居ル、是ハ昨日私が旅行先デ昨日發行ノ萬朝報ヲ見ルト、斯ウ云フコトガアル「飲メバ盲目トナル危険ナブランデー」斯ウ云フコトが書イテアル「十四日ノ三井慈善病院集談會ノ席上デ眼科醫長宮下博士學士が失明ノ一車夫ニ就イテ一場ノ講話ヲシテ其車夫ハ或居酒屋一杯四錢ノ「ブランデー」三杯飲ンテ家ニ歸リ、翌朝目が覺メタ時ハ既ニ失明シテ居タ、五六日シテ月初旬三井病院ノ診察ヲ受ケタ、病院デハ原因調査ノ爲メ件ノ酒屋ノブランデーヲ分析シテ見テ「メチールアルコール」ニ水ヲ割リ單舍ヲ加ヘテアルコトヲ發見シタ「ト語ツタ元來飲料ニ用ユルノハ「エチールアルコール」ト云ツテ輸入稅モ高イ、ソレニ反シテ「メチールアルコール」トハ工業用ノモノデアルカラ價格モ安イガ、之ヲ飲用スルト六時半獨逸アタリノ醫學社會ノ問題ニナツテ居ルト「メチールアルコール」ト云フノハ本國ニ出デアル、此車夫ノ如キ例ハ他ノ病院デモ發見シタトカ、警視廳デハ取調中デアル「斯様ナ記事ヲ見タ、此例ハ外國ニハモウ澤山アルノデアリマス、外國ノ雜誌ナドニハ幾ラモ今日獨逸アタリノ醫學社會ノ問題ニナツテ居ルト「メチールアルコール」ト云フノハ本國ニ出来ルトコロノ國々ニ於テモ下等社會ガ之ヲ安イ「ブランデー」ヲ飲ムバカリデナク、殆ド奸商ガ原料トシテイロヽノモノヲ指ヘテモ、殆ド鑑別ガ附カナイモノデアル、聞ク所ニ依レバ「メチールアルコール」ヲ飲メバ舌ガ白クナルト云フヤウナコトヲ言ヒマス、サウ云フ譯デ、東京ノ眞中デ一番警察モ行屆イテ居ル處デ斯ノ如キ事實が出テ來タ、警視廳デモ之ヲ調査中デアルト云フコトデアルガ、聞ク所ニ依レバ樺太方面ニ行ツテ居ル「ブランデー」トカ云フモノハ、大ノ部分之ヲ使テ居ルト云フコトデアリマス、邊陬ノ地ニ於テハ

必ズ奸商ガサウ云フコトヲスルニ違セナイ、是ハ十分ノ一ノ稅デ濟ムカラ之ニ代ヘルト云フ
傾キが出テ來マス 是ハ殆ド輸入稅ニ於テ喰止メルヨリ外ハナイ、現在ノサウ云フ眼が潰
レタトカ云フ事實ニ依シテ調査スル外分ラヌカラシテ、ドレダケノ害ヲナシテ居ルト云フコトハ
直チニ統計上ニ之ヲ示スコトハ出來マセヌガ、是モ常識ヲ以テ判断スルヨリ外ハナイ、之
ヲ拠テ置ケバ衛生上ニモ由々シキ大害ヲ與ヘルト思ヒマス、經濟ノ方面カラ言シテモ日本
ノ「アルコール」ハ政府當局モ御承知ノ通り、内國ノ「アルコール」ハ漸々衰頹シテ二ニヲ
除クノ外殆ド全部消滅シタト言シテモ宜シ、
此「メチールアルコール」ハ僅ニ一千石以上ノ「アルコール」テアルガ、聞ク所ニ依レバ日本全國ニ使フ「アルコール」三加ヘテ六千石内外ト聞イテ居リマスガ、此數字が間違テ居レバ御訂シヲ願ヒマスガ、今日ハ既ニ三分ノ一ノ「メチールアルコール」ガ入シテ居ル譯デアル、此増進ノ比例ヲ申シマスレバ二割二分以上ノ増進ノ率ヲ以テ輸入ガ激増シツ、アル、
マダ酒屋トカ或ハイロノノ者ガ「メチールコール」ノ一般ノ使方ヲ知ラヌカラ是位ニ濟シテ居リマスガ、之ヲ混用シテシマヘバ分ラヌト云フコトが分シテ來レバ「サッカリ」ガ砂糖ノ領分ヲ侵シタヤウナモノデハナイ、是ハ
マダ非常ナ勢デ日本ノ「アルコール」事業ヲ壓迫スルト云フコトハ明瞭デアル、一方政府
事業デ考ヘマスレバ樺太ノ如キハ樺太開發ノ材料トシテ獎勵シナケレバナラヌ、木精ノ
製造ハ當局者モ計畫サレテ居ル、是等ハ樺太開發ノタメニ木カラ「アルコー
ル」ヲ採ルノデ、樺太ニ於テハ重要ノ材料デアルト思ヒマス、然ルニ内國ニ出來ルニモ拘ラ
ズシテ外國カラ之ヲ入レル、斯ウ云フコトハ工業ノ目的ニ使ハレテ居ルトシテモ、外國カラ
仰グノ必要ハナイ、樺太カラ出來ル見込ガ立テ居レバ是ハ政府ノ御提案ニタゞ「ブロー
ド」問題デモ帝國ガ保護ヲシナケレバナラヌト云フコトハ吾々モ同感デアル、ソレ程ニ精
神ヲ貫徹サヌラバ、斯ノ如キ關稅ノタメニ工業ノ壓迫ヲ被ヅテ居ルモノニ對シテ一考シ
ナイト云フノハ、甚ダ偏輕偏重ノ嫌ヒガアルト思ヒマス、殊ニ國民衛生ノ上ニ於テ容易
ナラザル事實ヲ現ハシツ、アリマスノニ、政府が此議會ニ出シマセヌハ緩急至極デアルト
思ヒマス、此間中カラ實ハ數回政府委員ニモ話ヲシタ通り、當然政府が出来ベキモノノデ
アラウト思フ、サウ云フヤウナ御話モシタ場合デアリマスガ、政府ハドウモ最近ニ於テ制定
シタ關稅ノ改正ヲ屢々企テルト云フコトハ如何ニモ面白クナイカラ、成ベクサウ云フ性質
ノモノハ時勢ノ變遷ニ依シテハ屢々生ズルモノナルトコト、適當ノ時機ニ於テ一緒ニ——
他ニモアルヤウデアリマスルカラ、段々調査ノ上ニ一緒ニシャウト云フコトデアリマシタカラ、
一緒ニヤルガ宜カラウト云フコトアッタ、然ルニ突如トシテ此段改正案が出マシタ、政府ハ
一方ニハ急要ト認メレバ、關稅ヲ改正シテカラ一年ニモナラナイ時デモ必要ヲ認メレバ改
正案ヲ出シテ居リマス、一方ノ「メチールアルコール」ノ如キハ歷然ト争フベカラザル經濟上、
衛生上、財政上ニモ一十万ナリ十八万ナリノ是ガタメニ損ラシテ居ルト云フ此點カラ考
ヘテモ、等閑ニ附スベカラザルコトハ分リ切シテ居ル、然ルニ一緒ニ之ヲ出サナカッタノハ私
ノ遺憾ニ思フトコロデアリマスガ、議會ノ會期モ切迫シテ居ル今日ニ於テ、此以上政府ヲ
責メテ見タコロガ、議案ヲ提出スルト云フニハ、ソレく時間モ要シマスシ、ソレくノ
機關ニ掛ケルコトモアリマセウカラ、此機會ニ於テ之ヲ提出スルコトハ事情ガ許サヌト云
フコトナラバ、來ルベキ一十九議會ニハ十分ニ調査ヲシテ御出シニナルト云フ御意思ガア
リマスカドウカ、又之ニ對シテハ絶對ニサウ云フ必要ハナイト云フコトデゴザイマスルカ、政

府ノ見ル所ヲ明白ニシテ置キタイト思ヒマスルカラ、ドウガ御答ヲ得テ置キタイ
○政府委員(櫻井鐵太郎君) 木精ニ付テイロノ御意見ガアリシタガ、豫て此問
題ハ政府ニ於テモ攻究シテ居リマス、決シテ等閑ニ附シテ居ル譯デアリマセヌ、唯今ノ
御說ノアッタ通り、此品物タルヤ之ヲ工業上ニ利用スレバ頗ル有利アル、併ナカラ飲メ
バ唯今新聞ヲ御讀ミニナリマシタヤウナ事が起ル、サウ云フ品物デアリマスカラ此木精ヲ
ルアルコールノ一般ノ使方ヲ知ラヌカラ是位ニ濟シテ居リマスガ、今日ハ既ニ三分
ノ一ノ「メチールアルコール」ガ入シテ居ル譯デアル、此増進ノ比例ヲ申シマスレバ二割二分
以上ノ増進ノ率ヲ以テ輸入ガ激増シツ、アル、
マダ酒屋トカ或ハイロノノ者ガ「メチールコール」ノ一般ノ使方ヲ知ラヌカラ是位ニ濟シテ居リマスガ、是ハ木精ヲスルコトノ事業計畫ハ既ニ出來タモノモアル、是モ有望ナリト云フ
出来ヌモノダラウト思ヒマス、衛生上ノコトハ衛生上ノ問題、又工事上ノ目的ノコトモ考
ヘナケベナラヌ、殊ニ木精ハ唯今御說ノアリマシタ如ク、樺太ニ於テハ材木カラ採ルノデア
リマスガ、是ハ木精ヲスルコトノ事業計畫ハ既ニ出來タモノモアル、是モ有望ナリト云フ
位デアリマスカラ、若シ是ガ絕對的衛生上ノ大害品デ、何處マデモ排斥シナケレバナラヌ
モノナラバ、樺太ニ於ケル木精ナル物ノ事業ヲ起スト云フコトモ或ハ考ヘナケレバナラヌト
思ヒマス、或ハ外國ニ關係シタコトガアルカモ知ラヌシ、先ツソコ等ノ問題ヲ能ク研究シナ
ケレバナラヌ、先ツ木精ハ之ニ依シテ之ヲ用井テ「フォルマリン」ニ使用シ「フォルマリン」ハ養
蠶家ノ如キハ必要缺ケカラザル品物トシテ使シテ居ル、成程飲メバ恐ロシイ物ト思ヒマ
スガ、此點ハ何處マデモ衛生上ノ問題カラ取締ヲシナケレバナラヌコトハ吉植君ト御同
感デアリマス、併ナカラ唯其點ヲ以テ禁止的ニスルト云フコトハ、餘程考ヘマセヌト高イ
稅ヲ課シマシタナラバ——木精ヲ禁止的ノ稅ヲ課シテ入レヌヤウニスルコトハ、一方ニ之
ヲ用井テ工業用ニ用井テ居タモノガアリマス、ソレノ不便ヲ來サナイヤウナ又一ツノ方法
ヲ講ジテ、而シテ後ニ外國カラ入ル木精ヲドウスル斯ウスルト云フコトヲ考フベキモノト思ヒ
マス、直チニ之ヲ分ラヌモノガ飲ム、衛生ニ害ノアルコトヲ知ラズシテ飲ム、飲ンダ結果非
常ナ害毒ヲ起ス、故ニ是ハ入ルベカラザル輸入稅ヲ課スルガ宜イト云フコトハ、少シク研
究スベキ點デアルト思ヒマス、内地ノ「アルコール」業が全然衰滅ニ歸シタ云フ御說デア
リマスガ、内地ノ「アルコール」業ハ近年ノ狀況デハサウ盛ニ振ジテ大ニ殖エルトハ申シマセヌ
ガ、先づ外國ノ「アルコール」ノ壓迫ヲ受ケズニヤレルヤウニナツテ居リマスカラ、相當ニ進シテ
居ルト思ヒマス併シ是ハ木精ノ關係ノナイトキニ於テハサウダラウケレドモ、木精ガ大ニ
入シテ來タコトハ「アルコール」ノ領分ヲ冒サレルト云フ關係モアルカモ知レマセヌ、ソレア是ハ
内地ノ產業ニモ關係シ、内地ノ養蠶業ニ必要ナルトコロノ「フォルマリン」ニモ關係スルト
云フヤウナ種々複雜な關係アル問題デアリマスカラ、能ク御說ノ在ルトコロヲ政府ハ攻究
シテ、其利害ヲ攻究シタ上デ、將來ノ輸入稅ヲ如何ニスルカト云フコトヲ決定シタ考
デアリマス

○吉植庄一郎君 政府ノ御趣意ノ在ル所ハ能ク分リマシタ、是ハ御如才モナク政府
ハ取調べル、コト、思ヒマスガ、丁度、「サッカリ」ト云フモノガ酒ニモ使ヘバ、イロノノ
モノニ使ハレテ、其取締ニ長イ間苦シダ實例モアリマスガ「サッカリ」ヲ使シテ甘味ヲ加ヘ
ルヨリモ尙容易イイロノ酒ヲ造ルコトモ出來ルモノデスカラ、黒人ガ見テモ分ラヌト云
フ位ナモノデ、之ヲ使用スルコト一般社會デハ知ラナイ位デアラウト思ヒマスカラ、幸ヒ
デスガコソナコトヲ段々知シテ來ルト、惡イ奴ガ多イカラ、仕方ナイト云ヘバソレマデアリ
マスガ、餘程政府デ注意シテ取締シテ貲ハヌト、ズット行渡シソシナモノヲ入レタ酒ヲナリ
リマスカドウカ、又之ニ對シテハ絶對ニサウ云フ必要ハナイト云フコトデゴザイマスルカ、政

ルアルコールヲ飲ンダト云フヤウナコトデ、餘程取扱が面倒ニナシテ來ヤウト思フ、工業ノタメニ「アルコール」ガドウシテモ大切ナト云フコトハ私ハ同感デ、必ズシモ乙ノ絶滅スルト云フ譯ニハ行キマスマイガ、臭氣ノ強イモノデ色ノ著イテ居ルモノアタナラバ、サウ云フモノヲ更ニ精製シテ日本へ來テドウスウシヤウト云フコトニナルト、餘程慮却ニナリマスレドモ、簡單ニ「アルコール」ヲ水ニ溶セハドノ「アルコール」ニアツカ分ラスト云フヤウナ奇麗ナモノニナルト取締ハ出來ナイト思フデスカラ、此邊ハ同ジ「アルコール」ニシテモ精製シタ無臭無味、殆ド普通ノ飲料用「アルコール」ト何等區別スルコトノ出來ナイモノニ對シテハ、工業用ト見做サズシテ全ク杜絶ノ方針ヲ執ル位ノコトニ行カナイト——ソコニ見分ケノ付クヤウニシテ置クト云フコトが非常ニ必要テアルヤウニ考ヘマス、是等ノコトハ唯自分が心付イタコトヲ申上ゲテ置クダケアリマスガ、要スルニ日本ノ「アルコール」ハマダ保護スレバ大分發達ノ餘地ガアルト思フ、臺灣ノ砂糖會社ナドモ近來非常ニ發達シテ來テ、其結果劣等ナ「アルコール」デハアルサウダケレドモ、今マテ棄テ、置イタ砂糖滓ヲ以テ「アルコール」ヲ造ル、是が近來製糖會社ノ產額ノ増加ト共ニ非常ニ殖エテ居ルケレドモ、日本國內ニ於ケル「アルコール」ノ需用ハ程限ノアルモノデアル、ソレニ「メチールアルコール」ノ如ク外國カラ廉ク入シテ來ルモノモアル、サウ云フ關係カラ日本ノ工業ノ發達ヲ鈍ラス、尤モ廉イ物ヲ造レハ「アルコール」ハ日本バカリデ使用スルノデハナイ、世界中使フノデアルカラ世界ニ賣出シタラ宜カラウト云フガ如キ、今マテ棄テルモノヲ算盤ニ合フヤウニシテ仕向ケテ行ケバ、國內ニ於テ是等モ十分ノ產額ヲ見ルコトニナルカモ知レヌデス、私ハサウ聞イテ居リマス、サウ云フ風ナ譯テ内國ノ「アルコール」事業ハ保護獎勵ヲ加ヘタナラバ、相應ニ發達ノ餘地ガアルト思フ、而シテ現在ニ於ケル日本ノ「アルコール」ノ製造ハ、一私人ノ側ノ方カラ見ルト、陸軍省ナリ海軍省ナリ、彈藥ヲ拵ヘル原料、其ノ他ノ原料トシテ使フ「アルコール」ノ如キハ陸軍省ハ陸軍省ナリ、海軍省ハ海軍省ナリ、モ聞イテ居リマスガ、サウ云フ譯テ政府自ラ居ル以外ノ純粹ノ民間ノ製造業者ノ方面ハ、四圍ノ事情カラ壓迫サレテ萎靡不振ノ状勢ニ在ルト云フコトヲ聞イテ居ル、是ハ相當考慮スベキ問題デハナカラウカ、旁此問題ニ付テ特ニ政府ノ御意見ヲ伺フ、次第アリマス、右様ナ譯アリマスカラ本年秋ノ議會マニハ、十分御取調ノ上御提案ニナリタイモノニアリマス、此事ハ特ニ希望ヲ申述テ置ク次第アリマス

○武藤金吉君 私ハ此問題ニナッテ居リマス案ノ修正意見ヲ述べタ、近來我國ニ於ケル「リンネルニヨン」拔絲細工ハ非常ニ長足ノ發達ラシテ、今ヤ二百萬圓ヲ超エテ居ルノデアリマス、而シテ今輸入スルトコロノ原料ハ「ニオリンネル」及「ブレート」ヲ合セマシテ百五十萬圓デアッテ、サウシテ輸出スルトコロノモノハ三百万圓以上ニナッテ居ルノデアリマス、現三百五十萬圓ト云フモノハ全國各地ニ於テノ内職トシテ工賃ヲ徵サレテ居ル、非常ナル日本ノ適當ナル貿易ノ事業アリマシテ、而シテ此輸出先キニ於キマシテハ歐羅巴品ト競争ヲ致シマシテ、非常ナル競争ノ結果、日本ノ勞銀ノ安イタメニ僅ナル差ヲ以テ競争ニ打勝チ、アルノデアリマス、然レドモ内ノ原料ノ供給ハマダ外國カラ仰ガナケレバ足ラヌト云フ譯アル、殊ニ「ブレート」三至四ハ其原料ノ三分ノ一シカマダ出來テ居ラナイ、全國ノ機臺ハ七百二十四臺モアリマスケレドモ、マダ之ヲ全部動カスコトニナッテ居ナイ、殊ニ内地ニ出來マスルモノハ未ダ完全ナルモノが出來テ居リマセヌ、ソレテ私ハ此「ブレート」

ニ對シテモ無税ヲ主張スル者アリマス、ケレドモ此内地ノ「ブレート」ヲ保護スルト云フ上カラ政府ハ御同意ガアリマセヌカラ、私ハ此際自分ノ主張ヲ抛チマシテ政府ノ内地ノ「ブレート」業者ヲ保護スルト云フコトニ同意ヲ致シマス、同意ヲ致シマスルト同時ニ此條項ノ別表輸入稅表中第二百九十九號第三項ノ次ニ左ノ一項ヲ加ヘ第四項ヲ第五項メートルニ付四十キログラムヲ超エサルモノトアリマス「四十」ヲ「十七」ト致シタモ、ドウシテ十七ト致シタモ言ヘバ四十ト云フコトヲ置イテアリマスケレドモ、四十二達スルモノハ殆ドナインデアリマシテ、十五デモ宜イ位アリマスケレドモ、是ハ十七ト直スコトハ適當ト思ヒマスカラシテ十七ニ修正ヲ致シタモ、次甲ノ亞麻布（五ミリメートル平方内ニ於ケル經緯ノ絲數二十五ヲ超エ三十五ヲ超エサルモノ）ト云フノハ「三十二」ヲ超エサルモノト修正ヲ致シタモ、其理由ハ甲ノ方ニ於キマシテハ既ニ我内地ニ於ケル製麻會社等ニ於テ出來マスルモノモアリマスカラ、三十二ヲ超エサルモノト直シテ置ク方が適當ト思フ、又乙ノ方ニ於テハ二十四ト原案ニナシテ居リマスケレドモ、現在最モ多ク使シテ居リマスノハ二十二ニ十三ニ十四デアリマスカラ、一一一ヲ超エサルモノト云フコトニナリマスルト二十一ハ入リマセヌ、一二一カラ此範圍ニ入ルト云フコトヲ適當テアルト思ヒマスカラ、斯様ニ修正ヲ致シタモ、尙此修正ヲ提出スルト同時に此機會ニ於テ政府ノ言明ヲ得テ置キタイ、ト思フノハ「ブレート」ニ對シマシテハ三割ノ輸入稅が原料ニ課シテアル、而シテ亞米利加ナリ歐羅巴ナリニシラ再輸出ラスル場合ニハ、戻稅が付イテ居ルノデアリマス、此戻稅ハ内地ノ「ブレート」製造業が十分ニ原料ニ充タスダケノモノが出來、又完全ニナルマデハ廢サナイ、廢サナイデ存置ラシテ置クト云フコトヲ政府ニ御明言ヲ願ヒタイト思フ、如何トナラバ此問題ハ元ノ輸出が無クナシテ來マスレバ「ブレート」ダケ出來タコロガ日本ノ内地ニ使フモノアリマセヌ、悉ク是ハ歐米ノ各國ニ輸出ラスルモノニアリマスカラシテ、此貿易ヲ枯サナイト云フ點カラハ、最モ是が必要アルノデアリマスカラシテ、獨逸品ト競争シテモ負ケナイ位ニ品質總テノモノが整フマデハ此戻稅ヲ廢セナイ、現在ノ儘デ存置シテ置クト云フコトハ規定ハサレテアリマスケレドモ、此機會ニ於テ政府當局ノ言明ヲ得テ置キタイ、尙此問題ニ付キマシテハ吾ミハ虛心坦懷、政府が此問題ヲ出スルト云フコトハ、亞米利加ノ關稅ノ解釋關稅ノ施行ノ方法カラシテ急ニ之ヲ捕ヘテ繩ヲ綴ウ如ク、今日此様ニ切迫シテ出サナイデ、十分ニモウ少シ此機會ヲ失シナイヤウニシテ貴ヒタイ、又外務當局者ニ於キマシテモ斯様ナ關稅ノ問題ニ就テハ、始終失シテ居ル點モアルノデアリマスカラ、將來ハ斯様ニナリコトヲ政府ニ警告ヲ致シテ置キタイト思フノデアリマス、殊ニ吾ミ委員ハ斯ウ云フ問題ニ就テハ甚ダ素人アリマスガ、此二三日間ニ贊成ノ方ノ「ブレート」業者ノ言フトコロモ、内地ノ製麻會社ノ言フトコロモ、亦貿易商ノ言フトコロモ政府委員ノ言フトコロモ、虛心坦懷ニ聽取リマシテ、サウシテ

吾々ノ考ヲ以テ此修正案ヲ出シタ譯アリマス、新聞紙ナドニハ此問題ガ臭イトカトカ云フコトヲ書イタ新聞モアルサウデアリマスケレドモ、決シテ此問題ハ臭クモ甘クモ辛クモナイ、此貿易ノ上カラ虚心坦懷當業者ノ說ヲ聞キマシタケレドモ、左様ナ情實ヤ界劣ナルコトヤ、又陋劣ナルコトハ蟠ツテ居リマセヌカラ、是ハ委員會ノ神聖ヲ保ツ上ニ於テ新聞紙ノ記事ハ私ハダ見マセヌガ、清委員長ハ御覽ニナックサウデアリマスケレドモ、國民新聞ニ吉植武藤清等云々ト云フコトガ書イテアッタ云フコトヲ委員長ハ御覽ニナラレタサウデアリマスケレドモ、怪シカラヌコトアリマス、是ハ此問題ヲ決スルニ於テ、委員會ハ斯様ナ新聞ノ記事ノ出ダノヲ甚ダ遺念ニ思フ次第アリマスガ、事實サウ云フヤウナ次第デアリマスカラ、何卒此修正案ニ政府モ御同意セラレ、委員諸君モ満場一致ヲ以テ可決セラレンコトヲ希望致シマス

○齋藤巳三郎君 今ノ武藤君ノ修正ニ對シテ政府當局者ノ意見ノアルトコロヲ伺ヒタ

○政府委員(櫻井鐵太郎君) 唯今此案ノ御修正ノ意見が出マシタガ、前回ノ委員會ニ於テ幾多ノ御質問ニ對シテ、當時政府ノ考ヲ説明申上ゲマシタキニ御答ヲ致シタコトモアリマスガ、其中此自方ノ點アリマス、唯今御修正ニナルト云フ百平方「メートル」ノ自方ノ御修正デアリマスガ、是ハ政府ハ立案致シマス際ニハ、甲ト乙ノ二ツニ分ケマシテ絲數ノ方ニ重キヲ置イテ、絲墩ヨリ推シテ參レバ、自カラ自方ト云フモノハ大抵ノ制限が極マルモノデアル、四十「キログラム」ト致シテ置イテモ到底四十「キログラム」ノヤウナ重イモノハ絲數が三十五ヤ二十テ出來ルモノデナ、自カラ制限がサレルカラト云フヤウナ考ヲ持チマシテ、四十一ハ餘り重キヲ指カナカット申スコトハ、前來申上ゲタ通りデアリマス、唯今修正ノ御意見ノアリマス通り、之ヲ十七ニスルト云フコトハ至極適當グラウト思ヒマシテ、政府ハ此修正ニ同意ヲ表シマス、ソレカラ其中ヲ甲乙ニ分ケテ甲ノ方ハ「絲數二十五ヲ超エ三十五ヲ超エサルモノ」トアルヲ二十一トスル、乙ノ方ニ於テハ「二十四ヲ超エ三十ヲ超エサルモノ」トアルヲ二十一ヲ超エト云フ御修正デアリマス、政府ハ此案ヲ先キニ提案致シマスルトキハ、内地ノ亞麻綿交織布ノ製產ノ狀況、ソレカラ專ラ加工用ニ使ヒマスルトコロノ布地ノ絲數ヲ研究致シマシテ原案ヲ定メタノデアリマスガ、尙此會ニ於テ御審議ノ結果、今日修正ノ御意見が出て考ヘマスレバ、此御修正ハ是亦政府ニ於テハ異議ナインデ、御修正ノ意見ニ政府ハ同意ヲ表シマス、モウ一ツ之ニ關聯スル修正案提出者ノ御説ガアリマシタガ、「ブレード」ノコトアリマス、「ブレード」ノ戻税ノ取扱ヲ現行ノ通リ据エテ置クが適當デアル、内地ノ「ブレード」製造業カ十分ニ發達シテ、最早外國ノモノヲ仰クニ及バヌト云フ時代ニ至ルマテハ現行ノ擔保提供ノ手續ニ向シテ外國ノ「ブレード」内地ノモノガ使フコトが出來ル、其手續デス、其制度ヲ維持シテ置ク、繼續シテ置クト云フコトハ、政府提案者モ此案ヲ作ルトキニ既ニ其意思ガアッタノデス、唯今特ニ政府ノ意思ヲ言明セイト云フ御説デアリマシタ、政府ハ是デヤッタ通りノ手續ヲ繼續シテヤッテ參リマス、斯ウ云フコトヲ茲ニ明カニ申上ゲテ置キマス、モウ一點ハ是ハ御修正ヲナサル武藤君ノ警告ト思ヒマスノデ、別ニ之ニ對シテハ辯明致ス要モアリマセヌ、御警告ヲ能ク拜承致シテ置キマス

○武藤金吉君 チヨット此際ニ確メテ置キタインデアリマスガ、勅令デアリマス、加工ノ

爲輸入スル物品ニ關スル明治三十九年九月勅令第二百六十一號デアリマス、其中ノ第一條第四項ニ絲拔絆下云フ字ガアリマスガ、此「絲拔絆」下云フノハ現在ノ問題ニナックモナ、此貿易ノ上カラ虛心坦懷當業者ノ說ヲ聞キマシタケレドモ、左様ナ情實ヤ界劣ナルコトヤ、又陋劣ナルコトハ蟠ツテ居リマセヌカラ、是ハ委員會ノ神聖ヲ保ツ上ニ於テ

新聞紙ノ記事ハ私ハダ見マセヌガ、清委員長ハ御覽ニナックサウデアリマスケレドモ、國民新聞ニ吉植武藤清等云々ト云フコトガ書イテアッタ云フコトヲ委員長ハ御覽ニナラ

レタサウデアリマスケレドモ、怪シカラヌコトアリマス、是ハ此問題ヲ決スルニ於テ、委員會ハ斯様ナ新聞ノ記事ノ出ダノヲ甚ダ遺念ニ思フ次第アリマスガ、事實サウ云フヤウナ次第デアリマスカラ、何卒此修正案ニ政府モ御同意セラレ、委員諸君モ満場一致ヲ以テ可決セラレンコトヲ希望致シマス

○齋藤巳三郎君 今ノ武藤君ノ修正ニ對シテ政府當局者ノ意見ノアルトコロヲ伺ヒタ

○政府委員(櫻井鐵太郎君) 御問ノ通リデアリマス

○武市庫太君 武藤君ノ御修正說ニ贊成

○委員長(清峯太郎君) フレデハ武藤君ノ修正說ガ出テ居リマスガ、念ノタメモウ一回申上ゲマス、第七號ノ方ハ其儘置イテ別表ノ輸入稅表中ノ第二百九十九號ニ、新ニ加フベキ第四項ノ中テ四十「キログラム」ヲ十七ト修正スルコト、ソレカラ甲ノ方ノ絲數二十五ヲ超エ三十五トアルヲ三十二ト改ムルコト、乙ノ絲數二十四ヲ超エトアルノヲ二十一ニ改ムルコト此修正ノ御説ニ尙御希望トシテ「ブレード」ノ戻稅ヲ存置スルコト、即チ擔保提供ノ手續ヲ今日ノ如ク維持スルト云フ政府ノ明言ヲ得テ、此修正ヲナサルト云フ御發言デアリマスガ、是ニ御異議ハアリマセヌカ

(「異議ナシ」と呼フ者アリ)

○吉植庄一郎君 唯今ノ御宣言ノ通リ私モ異議ハゴザイマセヌガ、茲ニ一言尙附加ヘテ直キタイコトガアリマス、ソレハ過日來數回政府ト、交渉或ハ秘密會等ヲ催ノシテ、漸ク茲ニ斯ノ如キ成案ヲ得ルニ至シタコトヲ欣ブノテアリマスガ、之ニ付テハ其論定が明白デナ、イガタメニ自カラ世間ノ疑惑ヲ抱クト云フコトハ、甚ダ議院ノ神聖ノタメニ惜ムノナ、重イモノハ絲數が三十五ヤ二十テ出來ルモノデナ、自カラ制限がサレルカラト云フヤウナ考ヲ持チマシテ、四十一ハ餘り重キヲ指カナカット申スコトハ、前來申上ゲタ通りデアリマス、唯今修正ノ御意見ノアリマス通り、之ヲ十七ニスルト云フコトハ至極適當グラウト思ヒマシテ、政府ハ此修正ニ同意ヲ表シマス、ソレカラ其中ヲ甲乙ニ分ケテ甲ノ方ハ「絲數二十五ヲ超エ三十五ヲ超エサルモノ」トアルヲ二十一トスル、乙ノ方ニ於テハ「二十四ヲ超エ三十ヲ超エサルモノ」トアルヲ二十一ヲ超エト云フ御修正デアリマス、政府ハ此案ヲ先キニ提案致シマスルトキハ、内地ノ亞麻綿交織布ノ製產ノ狀況、ソレカラ專ラ加工用ニ使ヒマスルトコロノ布地ノ絲數ヲ研究致シマシテ原案ヲ定メタノデアリマスガ、尙此會ニ於テ御審議ノ結果、今日修正ノ御意見が出て考ヘマスレバ、此御修正ハ是亦政府ニ於テハ異議ナインデ、御修正ノ意見ニ政府ハ同意ヲ表シマス、モウ一ツ之ニ關聯スル修正案提出者ノ御説ガアリマシタガ、「ブレード」ノコトアリマス、「ブレード」ノ戻税ノ取扱ヲ現行ノ通リ据エテ置クが適當デアル、内地ノ「ブレード」製造業カ十分ニ發達シテ、最早外國ノモノヲ仰クニ及バヌト云フ時代ニ至ルマテハ現行ノ擔保提供ノ手續ニ向シテ外國ノ「ブレード」内地ノモノガ使フコトが出來ル、其手續デス、其制度ヲ維持シテ置ク、繼續シテ置クト云フコトハ、政府提案者モ此案ヲ作ルトキニ既ニ其意思ガアッタノデス、唯今特ニ政府ノ意思ヲ言明セイト云フ御説デアリマシタ、政府ハ是デヤッタ通りノ手續ヲ繼續シテヤッテ參リマス、斯ウ云フコトヲ茲ニ明カニ申上ゲテ置キマス、モウ一點ハ是ハ御修正ヲナサル武藤君ノ警告ト思ヒマスノデ、別ニ之ニ對シテハ辯明致ス要モアリマセヌ、御警告ヲ能ク拜承致シテ置キマス

○武藤金吉君 チヨット此際ニ確メテ置キタインデアリマスガ、勅令デアリマス、加工ノ

場合ニ於テ審議足ラザル結果、若シ此貿易ニ減退ヲ來タスヤウナ事實ヲ見ルコトニナッタナラバ、公論ニ背クトコロデ誠ニ本員ノ遺憾スルトコロデアル、故ニ政府ニ對シテ數回此點ニ付テ、政府ハ安心出來ルト云フコトヲ言ヒ得ルカ、内國ノ産業ヲ保護スルト云フコトハ、我邦ノ關稅定率ヲ設クル根本ノ理由ニナツテ居ルノデアルカラ、是ハ内國品ヲ保護シテ成ベク自國ノ品物アヤツテ往クト云フコトハ、我邦ノ關稅ヲ拵ヘルトキノ原則ニナッテ居ルカラ、是ハ少シモ異論ハナイコトデアル、併ナガラマダ三分一シカ原料ヲ持タナイモノデアツテ、サウシテ俄ニ此輸出貿易ヲ不安ノ地ニ置クト云フ嫌ヒガアリトスルナラバ、其責ハ當局者負ハザルベカラズト云フコトニナル、此點ガ吾ミガ安心ガ出來ルト政府ガ言明スルカ、決シテ心配ナイト云フコトヲ責任以テ明言が出來ルナラバ吾ミハ議論ヲシナイ、唯吾ミハ此一點ニ於テ甚ダ懸念スルトコロアルカラ政府ニ考慮ヲ促カス所以デアル、此一點政府ノ責任以テ断ジテ左様ナ心配ハナイ、此貿易ノ趨勢ニ付テ之ヲ阻滯スルノ嫌ヒハ寸毫モナイト云フコトヲ言ヒ得ルナラバ、モウ全然政府案ニ賛成スルト云フコトヲ——殊ニ吾ミハ政府黨ノ人間ナル、吾ミハ大體ニ於テ政府ノ提案シタモノニ當然賛成スルケレドモ、此一點政府當局者ニ於テハ責任ヲ以テ御答スルコト頗ル躊躇スルノデアツカラ、自分等ハ更ニ再考ヲ促ガシタ所以テアル、此以外ニ何等ノ理由モ何等ノ事情モナイノデアル、然ルニ其後政府モイロ／＼慎重ニ更ニ考慮ヲ費シタ上、成ベクサウ云フコトノ危險ノナイ積リテアルガ、更ニ實行上ニモ注意ヲシテ、サウ云フ貿易ヲ阻滯スルヤウナコトニハセヌト云フコトニ略々政府ノ御意向モ定マツタヤウデアル、然ラバ吾ミハ別段論ズル必要ハナイ、此點ニ於テ政府ハ能ク責任ヲ取ラレテ、此關稅改正ノ結果貿易ノ——今進ミツ、アル貿易ニ妨ゲラ來スヤウナコトハナイト云フコトニサヘ能ク注意セラル、ナラバ、少シモ吾ミハ政府ノ提案ニ對シテ異論ハナイ、ソレデ自分等ハ賛成シタノデアリマス、此故ニ政府ハ能ク此趣意ヲ御間違ヒナク、統計表ガ一番ノ證據デアル、來期ノ議會ニ於テ他ノ原因ニ依ツテ貿易ニ減退ヲ來セバ是ハ仕方ガナイ、イロ／＼ナ複雜ナ原因ガアルカラ仕方がナイガ、若シ此關稅ノ改正ノ結果サウ云フ數字ノ上ニ於テ、政府ハサウ思ウタケレドモ、ヤツテ見タコロガ大變ソレガタメニ打撃ヲ蒙ッタ云フガ如キ、著シイ原因ヲ見ルナラバ、政府が當然責任ヲ取ルグラウト想ヒマスカラ、此政府案ニ賛成シテ一言其意思ヲ表明シテ置キマス

○委員長(清釜太郎君) 武藤君ノ修正意見ニ政府ハ全部同意シテ居リマス、諸君モ御異議ハアリマセヌカ

(「異議ナシ」ト呼フ者アリ)

○委員長(清釜太郎君) ソレデハ其通り決定致シマシテ、尙出來得ル限り本會議ニ於テ詳細報告ヲ致シマス——連日ノ勞ヲ謝シマス

午後二時三十四分散會

明治四十五年三月十八日印刷

明治四十五年三月十九日發行

衆議院事務局

印刷者 印刷局